

仕 様 書

1. 物件名
冷蔵機器の増設
2. 品名・規格品質
別紙「仕様項目」のとおり
3. 納入場所
名古屋市瑞穂区彌富町字密柑山1-2 名古屋市総合リハビリテーションセンター
4. 納期
令和8年(2026年)3月31日まで
5. 指定場所への納入等
納入に当たり、調達物件の搬入、据付、設定および調整等に関しては、発注者の指示に従うとともに、必要に応じて協議し、十分調整を行ったうえで実施すること。
6. 動作確認
搬入、据付された調達物件は、使用できる状態に調整し引き渡すこと。
7. 納入検査
設置完了後、納入検査を行い、合格と認められないときは、受注者は受注者の指定する期日までに調達物件の取替え又は補正を行うこと。
8. 付帯事項
その他付帯事項として、以下の要件を満たすこと。
 - (1) 機器据付関連事項
 - ア 搬入ルートを検討については、発注者と協議を行い、必要に応じて機器を分割することを考慮して搬入すること。
 - イ 搬入の際には、建物等に損傷を与えないよう十分な注意を払うように努め、納入経路に養生等を施すこと。また、万一、建物・備品等に損傷を与えた場合は、受注者の責任において現状に復すること。
 - ウ 工事が必要な場合は、納期、工事期間のスケジュールについて発注者と協議を行い、そのスケジュールに従い完了すること。
 - (2) 保守体制
 - ア 納入検査確認後から1年間は、保証及び保守の対応は無償で行うこと。
 - イ 必要に応じて、装置の運用を円滑にするための技術サポートを行うこと。
 - ウ 無償保証期間内に行った調整・修理等全ての作業は、その作業内容をその都度発注者に報告することとし、期間終了前には完全な機能状態とすること。
- (1) 取扱い教育
 - ア 機器の据付及び調整終了後、必要に応じて以下の取扱い教育を実施すること。

- イ 操作指導者を派遣し、操作トレーニングを必要日数行うこと。
 - ウ 導入機器と同式機器にて、実際の操作あるいは、オリエンテーションを発注者の職員が受ける機会を設けること。
 - エ 機器稼働後も操作指導者を派遣し、操作トレーニングを行うこと。
なお、操作説明及び取扱い教育については、発注者が指定する日時、場所で行うこと。
- (3) その他、以下の要件を満たすこと。
- ア 契約締結後に本機器のバージョンアップや後継機種が発売された場合は、受注者は、協議に応じること。
 - イ 受注後、必要に応じて詳細設計図面等を速やかに提出するとともに、受注者の組合担当者、工事監督員、設計監理者及び施工業者との連絡を密にし、機器設置(導入)に関わる必要事項について詳細な打合せを速やかに行うこと。
また、打合せ内容については、その都度発注者に報告すること。
 - ウ 付帯設備の変更が必要な場合は、発注者から承認を得ること。
なお、給電、給水及び照明等設備の変更が必要な場合は承認を得た後に着工するものとし、機器工事、内装工事及び設備の変更に関わる費用は発注者の負担とする。
 - エ 関係官庁への設置申請が必要な場合は、必要書類の支援及び調達を受注者の負担のものと行うこと。
 - オ 精度確認のための諸検査が必要な場合は、手続作業等は受注者の負担のものと行うこと。
 - カ その他、当仕様書に記載のない事項については適宜、発注者と協議すること。